

○ 財務省告示第三百五十三号
平成二十七年十月二十六日(以下「第十五条第一項の規定」)
に基づき、大蔵省の規定に依り告示する。
國庫短期財務証券(五百六十六回)の取扱規則

二 一 発行条件等を次年とおり告示する。

の法律発行の根柢及び記載

四 三 二 一 発行条件等を次年とおり告示する。

四 三 二 一 発行条件等を次年とおり告示する。

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に由る参て札發も加、と行の者財同一
にご務時よと大にうるに臣行。發応がわ行募各れ及
へ限国るび価度債入価格競い入額市札格競い入
用振替法の適

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	發	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 八 四 万 四	額 万 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 百 千 五 兆	面 円 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 九 千 三	金 金	の 度 債 る か 込	競 債
十 二 千	額 額	応 額 市 。 ら み	争 市
九 百 七	で で	募 の 場 そ の	入 場
億 円 百	四 四	額 範 特 の う	札 特
四 億	千 兆	を 囲 別 応 ち	発 別
百 七	九 三	割 内 参 募 応	行 参
九 千	十 千	り に 加 額 募	「 加
十 四	九 七	当 お 者 を 價	と 者
一 百	億 百	て い ご 順 格	い 。
万 四	円 億	る て と 次 の	う 第
八 十	二 千	。 各 の 割 高	。 I
千 九		申 応 り い	非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	十 九	十 一	九		
払 者	入 場	元 金	償 還	償 行	争 非	者 特	国 入	価 発	振替単位
込 期	札 参	所 支	金 金	還 期	入 札	債 格	札 市	格 競	
日 期	加 参	払 支	額 金	限 期	競 第	債 市	發 競	価 格	
					I	債 競	發 行	格 日	
平 成 二 十 七 年 十 月 二 十 六 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ を 二 十六 日	日 本 銀 行 百 円 に う つ き 百 円 た 者	額 面 金 額 を 支 き 返 と 、 、 、 、 、 、 業 業 日 に	償 還 る た だ し と 、 、 、 、 、 、 業 業 日 に	當 た だ し れ 、 、 、 、 、 、 業 業 日 に	平 成 大 臣 百 百 年 期 月 月 年 月 月 業 業 日 に	上 面 そ 額 れ 百 百 円 の に つ 募 百 円 一 厘 一 厘 口	毛 額 金 額 百 ぞ 百 円 の に つ き 百 円 一 厘 一 厘 の 面 座 以	す 成 。整 数又 は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿